

お知らせ

里親制度ってなあに

親の病気、家出、離婚、その他いろいろな事情により、家庭で生活できない子どもがいます。

里親とは、このような子ども達を、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことをいいます。

里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度です。

里親を希望する場合は児童相談所にご相談ください。制度や申請の手続きについて詳しくご説明いたします。

里親の申請をされますと、養育里親研修を受講していただくとともに、児童相談所において、生活状況等の調査を行い、青森県社会福祉審議会の審査を経て、県知事が里親として認定します。

◆問合せ先

青森県むつ児童相談所 飛内
☎23-5975
FAX23-5982

軽油引取税と不正軽油

軽油引取税とは、バスやトラック等の燃料である軽油の引取り（購入など）に対して、1リットルにつき32円10銭が課税される県の税金です。

不正軽油とは、県知事の承認を受けずに、主に灯油や重油を混ぜて、軽油と偽り製造、販売及び使用されているもので、不正軽油の製造、販売及び使用は法律で禁じられている脱税行為であり、環境汚染の原因にもなっています。

不正軽油を製造、販売及び使用する、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられるほか、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども罰せられます。

不正軽油に関する情報がありましたら、下北地域県民局県税部までご連絡ください。不正軽油の撲滅にご理解・ご協力をお願いします。

◆問合せ先

下北地域県民局県税部
☎22-8581

東北運輸局青森運輸支局からのお知らせ

知らなかったではすまされな
い！まさかのための「自賠償」

自賠償保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償法に基づき、原動機付自動車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

自賠償保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

安全と環境保全にはクルマの点検整備が必要です！

自動車ユーザーが行う定期点検は、クルマの安全維持と公害防止のために行う「故障を防ぐための予防整備」という大変重要な役割があります。

地球環境を守り、自動車を安全に安心して使用するため、自動車の点検整備について理解を深めて頂きたいと考えています。

点検整備に関する相談・問合せは左記までお願いします。

◆問合せ先

東北運輸局青森運輸支局
☎017-739-1502

10月1日～7日は
公正週間です

公正人は、国の一機関として、地域住民の皆様方の財産などの権利や生活を守り、中立・公正な立場で、トラブルを未然に防ぐために活躍しています。

法律の専門家である公正証人が作成する公正証書は、公文書であり、これによって大切な権利を守り、また、私的紛争の予防を図っています。

公正人の主な業務は、

- ・公正証書で契約書を作つて、大切な財産を守ります
- ・公正証書で遺言書を作つて、大切な人に遺産を譲ります
- ・公正証書で養育費の契約書を作つて、子どもの将来を守ります
- ・任意後見契約書を作つて、老後の安心を確保します
- ・定款認証で適法な会社を設立します

公正証書に関する相談は無料です。いつでもお気軽にご相談ください。

◆問合せ先

青森公正人合同役場
☎017-776-8273

困ったら 一人で悩まず 行政相談 ～10月17日から23日は『行政相談週間』です～

村民の皆様が、毎日の暮らしの中で、役場が行う仕事に関する苦情や意見・要望があった時に、身近な相談相手となるのは、行政相談委員（総務大臣が委嘱）です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

「行政相談所」を開設します

日 時 10月12日（水）10時～15時

場 所 尻労土地共有会館（☎47-2150）

相談員 五十嵐 みさ子 【東通村大字尻労字尻労32番地（自宅電話 47-2725）】